HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	法学部市民公開講座「NHK受信料をめぐる諸問題」 NHK放送受信契約と民法七六一条適用の可否 : 札幌に おけるNHK受信料請求訴訟の概要
著者	中村, 誠也; NAKAMURA, Seiya
引用	北海学園大学法学研究,47(2):267-277
発行日	2011-09-30

NHKの放送受信契約や受信料の支払いについては、

N H

はじめに

NHK放送受信契約と民法七六一条適用の可否 札幌におけるNHK受信料請求訴訟の概要

中

村

誠

忇

代理人として携わった裁判は、 含めて根本から争われた裁判もいくつか見られた。 K は味できわめて法律的に専門 側が法的手続での受信料回収を開始して以降、 特定の民法の条文、 妻が夫の名義で契約書に署名捺印した。日中不在の 七六一条の適用を問題とした、 的 NHKの放送受信契約につい な裁判である。 NHKの訪問 憲法問 私が その 被告 題も

を受け、

取消し、 これ 責任を否定しNHKの受信料請求を棄却する判決を下した。 払いの責任が生じるのであろうか。札幌地裁は、 放送受信契約に民法七六一条の適用はない」などとし、夫の 三月一九日、「契約当事者間に対価関係はない片務契約である 債務の連帯責任」の適用により、契約が成立し夫に受信料支 いであろう。その場合、 夫に代わってその配偶者が契約することは珍しいことでは に対し、 NHKの請求を認める判決をした。 控訴審である札幌高等裁判所 民法七六一条、 V は わゆる「日常家事 背景には放送法 地 平成二二年 裁の 判決を

北研 47 (2・99) 267

資

律的問題点のほか、そもそも「受信料とはいったい何か」 を命ぜられてしまうのか、という素朴な不公平感もある。 取られず、妻であっても署名捺印してしまえば、裁判で支払 確信的に契約書に署名捺印することを拒絶すれば法的手続は ど法解釈上きわめて技術的な問題も横たわっている。一方、 で定められた義務の内容やその義務と放送受信契約の関係な 法

訴訟の経緯

ついての実感等を含めて報告する。

4

札幌地裁において、

Aの妻B、

NHKの地域スタッ

した)。

あり、 放送受信料一二万一六八〇円及び遅延損害金を求めた事件で NHKが原告となって、 に対し、平成一五年一二月から平成二〇年三月までの 訴訟の経過は次のとおりである。 被告の男性A (札幌市内在住、 四

- 1 幌簡易裁判所 平成二〇年三月七日 N H K Aに、支払督促申立 礼
- 2 度の営業しており、 ていない、(イ)NHKは消費者の意思を無視した強引で過 た覚えがない、(エ)CS契約をしておりNHKと直接契 三月二五日 Aが異議申立書に書いた理由は、(ア)NHKの番組を見 Ą 精神的苦痛を受けた、(ウ)受信契約を 異議申し立て。

- 議申立てである)。 と今後も受信の意思がない、などであった(本人による異 約する理由がない、(オ)NHKの度重なる不祥事を考える
- 移送(地裁に移送後、 五月一六日 札幌簡易裁判所、 Aは訴訟代理人として弁護士を依頼 札幌地方裁判所に事件を

3

- フ またNHKは、 (契約取次者)の本人尋問、 民法学者三名の意見書を書証として提出 Ą 証人尋問を行った。
- (5) 却。 平成二二年三月一九日 札幌地裁判決 (NHKの請求棄

した。

取消、AはNHKに一七万円等を支払え、 同日、 平成二二年一一月五日 札幌高等裁判所判決 との N H K の 請 (地裁判決

6

N H K

札幌高等裁判所に控訴

- 7 告受理申立。 求認容)。 平成二二年一一月一七日 Ą 最高裁判所に上告及び上
- 8 平成二三年五月三一日 最高裁、 上告棄却等の決定。

は

平成一五年二月七日当時、

原告から業務委託を受け

第三 事案の概要

事実は次のとおりである。 本件の事案の概要について、第一審の札幌地裁が認定した

Wは、平成一二年一二月から平成一八年一一月までの間、Wは、平成一二年一二月から平成一五年三月までは株式会社Dに派遣社員として所属していたが、この二つの会株式会社Dに派遣社員として所属していたが、この二つの会社はいずれも原告から契約取次業務の法人受託を受けておといいが、正成一二年一二月から平成一八年一一月までの間、

訪問し、約二○の住宅の方と面会していた。宅を割り当てられた上で、一日に一○○から二○○の住宅をた株式会社Dに所属して、二か月間で約八○○件の未契約者

被告の居住するマンションが高級マンションであったことか住する地区を担当したのが、平成一五年二月、三月である上、具体的な事例についての記憶はないものの、被告 (A) が居具体的な事のにうとのが、平成一五年二月、三月である上、がは、このように多数の取扱件数を受け持っており、個々訪問し、約二○の住宅の方と面会していた。

「ご住所」

欄に「(郵便番号、

住所)」、

「電話」

欄に

*

****」、『お支払いは便利でお得な口座振替でどうぞ』

Wは、原告のマニュアルに従い、世帯主の妻であっても、、被告方を訪問したことだけは記憶している。

から、全国平均よりも低い。○%程度であるが、東北地方では、世帯の入れ代わりが多いこと○%程度であるが、東北地方では九○%を超えているところ原告と放送受信契約を締結している世帯は、全国的には七放送受信契約を締結することができると考えていた。

放送受信契約書を示して、記入を求めた。帳名義」「指定口座」欄に自らピンク色のマーカーで着色した約者」欄の「フリガナ」「お名前」「ご住所」「電話」「口座通約者」欄の「フリガナ」「お名前」「ご住所」「電話」「口座通いは、平成一五年二月七目、被告方を訪問して、被告の妻

六八〇」、 約・転入・変更年月」 に「C****、」、「氏名」欄に「A」、「収納金額」欄に W は、 В は、 Wにいわれ、放送受信契約書の 放送受信契約書の右側半分にある「 期間(平成)」欄に「一五年二月~一五年三月」、 欄に「一五〇二」と記載してい 『受信契約者』 家屋 コー ķ た 欄の 契 四四 欄

北研 47 (2・101) 269

「フリガナ」欄に「(Aのふりがな)」、「お名前」欄に

資

が被告の名前を記載したのは、

被告が世帯主だからである。

被告は、

欄の 「お名前」欄の「A」の横にある◎欄にAの印を押印した。B 欄に「A」、「指定口座」のF銀行等」欄に 「フリガナ」欄に「(Aのふりがな)」、「口座通帳名義₋ 「E」と記載し、

受信料として、四六八〇円を支払った。 平成一五年二月七日、Wに対し、 同年二月三月分の

九月分、 その後、平成一五年四月五月分、六月七月分、 一〇月一一月分の支払として各四六八〇円ずつ支 八月

以上に受信料を支払っているかについて質問したところ、 払った。その後、 Bは、周囲の人や友人の少なくとも一○人 ほ

とんどが受信料を支払っていなかった。

そこで、Bは、原告に対し、電話で受信料の徴収が不公平

ではないかと問い合わせた。

原告の担当者は、受信料を支払っているほうが多いと回答

公平であると思い、 したが、 Bは払っていない人もいるという事実を確認して不 以後、 原告に対する受信料の支払を止め

B は、 原告から受信料の請求書が郵送されてきても、 被告

に見せることなく捨てていた。 被告は、平成一五年一二月一日から平成二〇年三月三一日

までの五二か月分の放送受信料一二万一六八○円を支払って

いない。 被告は、平成七年ころ、 住所地のマンションに転居してき

これを拒絶した。

被告は、平成一一年一二月、 Bと婚姻した。

送受信契約を締結した上、受信料を支払うよう要請されたが、

平成一一年ころ、原告の取次者が訪問して、放

はBが同居する以前から被告名義であった。 地のマンションで被告と暮らしている。電気、 ガス、 水道等

被告夫婦は共働きである。Bは婚姻する少し前から、

二月から職場に復帰した。 を取得し、平成一六年一月ころまで育児休暇を取得し、 B は、 平成一四年九月一八日、出産し、三か月前から産休

購入し、Bと婚姻する前から、 ジェイコムを通じて放送を視聴している。 コムに加入し、月額五八八〇円の視聴料を支払うとともに、 被告は、 住所地のマンションに転居する以前からテレビを 主に映画を見るためにジェイ 現在のテレビは、

、二年前に購入したものである。

組もあえて視聴しようとは思わなかった。 被告夫婦は、 いずれもあまりテレビは視聴せず、 原告の番

ついて話題にしたことがなかった。 言の送達があるまで、 被告夫婦は、 札幌簡易裁判所から被告に対して支払督促中 原告との契約、 原告から受信料請求

第四 第一 審の争点 (双方の主張)

1 関する部分について述べる(なお、 張された争点は複数に渡るが、 以下、 以下、 傍線は筆者によ 民法七六一条に

2 原告は、 原告NHKの主張 平成一五年二月七日、 被告との間で、放送受信契

約書に署名押印し、被告名義で平成一五年二月及び三月の受 結した。その際、 件契約」といい、 約(以下、 料四六八〇円を支払った。 原告と被告との間で締結された放送受信契約を「本 一般的な放送受信契約とは区別する。)を締 被告の妻であるBが、被告名で放送受信契

務の連帯責任)の日常の家事に関する法律行為に含まれるの

その法律効果は被告に帰属する。

すなわち、

放送受信契

本件契約の締結は、

民法七六一条

(日常の家事に関する債

の

が締結は、

現在の日常生活に不可欠のテレビ放送に関する

(1)

常、家事について取り引きする相手方は、 債務につい 主体と考える。 や受領者が夫婦の ては夫婦が連帯してその責に任ずると規定された そこで、 いずれであっても、 相手方保護の見地から、 夫婦双方が法律行為の 意思表示の表意者 日常家事の

のである」 しかし、 NHK受信料契約は、 まず 「双務契約」 では

3 NHKの受信料契約に民法七六一条の適用 これに対し、 Aは次のように主張し

にはな

「日常の家事」に含まれることは明白である。

月当たりの負担額も二 的義務を負っていること、

一四○○円であることなどからすれ

放送受信契約を締結した場合の一

た者は放送法三二条一項により放送受信契約を締結すべき法

原告の放送を受信できる受信設備を設置し

契約であること、

めの規定である。

そもそも、七六一条は、 第三者の「取引の安全」を守るた

ちなみに「新版注釈民法(21)」四四四頁~四四五頁の記載

は次のとおりである。

人であっても、実質的には夫婦共同の債務である。 したがって、家事処理に伴う債務は、 夫婦 Ó いず しかも通 ħ が 名義

北研 47 (2·103) 271

がある。

67

「双務契約」だからこそ、取引の相手方の信頼を守る必要もし払わなかったら、ガスを止められる)である。とえば、ガスを使ったら、使った分だけガス料金を支払う。とれて、ガスを使ったら、使った分だけガス料金を支払う

ともない。 はない。払わなくても放送を受信することを止められるこはかし、受信料は、「放送」の対価として払われるもので

担金」と言っている。 「放送法逐条解説」では、「一種の国民的負担」「特殊な負

次に、受信料支払い義務は、「受信契約」によって生じる

(2)

ものではない。

すなわち、「受信設備の設置」者に、NHKは、受信料を務があり、受信料を支払う義務が生じる、となっている。放送法によれば、受信設備の設置とともに、契約する義

すなわち、七六一条の適用がなくとも、NHKは「受信一条を、受信料に適用する必要性はない。

請求できる立場にある、というべきである。

設備の設置者」に受信料を請求できるのである。

第五 地裁における和解勧告

応じたものの、原告は、同年一一月一三日付け上申書により決することを勧告したところ、被告は、裁判所の和解勧告にに放送受信(衛星)契約を締結して、本件訴訟を終局的に解人を通じて、原告及び被告に対し、被告が原告との間で新た人を通じて、原告及び被告に対し、被告が原告との間で新た人を通じて、原告及び被告に対し、被告が原告との間で新た人を通じたものの、原告は、同年一○月二二日、双方の代理

第六 札幌地裁の判決

裁判所の和解勧告に応じなかった。

棄却する判決を言い渡した。 札幌地裁は、平成二二年三月一九日、原告NHKの請求を

粋して述べる)。 はない、というもので、その論理構成は次のとおりである(抜地裁判決は、放送受信契約にそもそも民法七六一条の適用

1 放送受信契約とは

ば、放送受信契約は、次の特質を有する公法的色彩の強い団「放送法の規定、放送法施行規則の規定、規約の規定からすれ

民

放送受信契約は、

契約当事者間に対価関係のない片務契

るの

が相当である。

契約である放送受信契約に民法七六一

条の適用は

な

ح

価ではない。 受信料は、

原告は、

放送法により、

特殊な負担金を国

聴取に対

でする

国民の特殊な負担金であって、

(から徴収することの権能を付与されている。

- T 体} 主義が加味された特殊な契約であるということができる。 原告の放送を受信できる受信設備を設置した国民は、 原
- イ 告と放送受信契約を締結しなければならな 放送受信契約は、 受信設備を設置した日に成立する。
- ウ 送局に提出しなければならな 受信設備 放送受信契約は世帯ごとに行う。 (受信機) を設置した国民は、 受信契約書を放

工

- 才 による。 受信料の免除は、 あらかじめ総務大臣の許可を得た基準
- 権的解釈を行うことができる者による解説と解される。)によ 放送法の立法担当者の説明、 放送受信契約の解釈、 運用 放送法逐条解説(放送法の有

2

- を基調とした私法上の契約ということができる。 放送受信契約は、次のように解釈、 る説明及び原告 (NHK) の本件訴訟における主張によれば、 運用されている個人主義
- 定である。 務 3 を負わせて、 関する法律行為に含まれる場合には夫婦それぞれ から夫婦の一方と契約した場合に、その行為が日常の家事に でその法律効果は被告 才 |の連帯責任||の日常の家事に関する法律行為に含まれる ところで、民法七六一条は、双務契約における一方当事者 が 料を原告から免除してもらうことになる。 務を消滅させるには、 原告は、 認められず、 原告は、 民法七六一条の適用 そうすると、 放送受信契約の締結が民法七六一条(日常家事債 夫婦と取引をした第三者を保護しようとする規 特殊な負担金の徴収手段として 民事訴訟法によるべきこととされている。 (A) に帰属すると主張する。 契約当事者間に対価関係は に うい 7 特別 に連帯責任 ない片務

放送受信契約の成立は、受信設備を設置した日ではなく、

ウ

約である。

放送受信契約を締結した日からである。 放送受信契約には解除という概念がなく、 受信料支払義

工

- 受信装置の設置を撤去するか、
- な徴収

資

第七 札幌高裁判決の内容

新等找刊行こ3~こと(FWP) 季里ざ 買っしこ。 札幌地裁の判決に対し、原告NHKは、即日控訴し、札幌

高等裁判所において控訴審の審理が行われた。

い渡した。 裁の判決を取消し、NHKの請求を全面的に認める判決を言裁の判決を取消し、NHKの請求を全面的に認める判決を言

りである。 札幌高裁の判決中、民法七六一条に関する部分は次のとお

ということから判断していない)
この点は、地裁判決では、そもそも七六一条の適用はない、を営むうえにおいて通常必要な行為かどうかについて(※1 民法七六一条の該当性、すなわち一般的に夫婦共同生活

の個別的事情を捨象して、本件契約が締結された平成一五年があったかどうか、以下検討するに、…まず、披控訴人夫婦が、民法七六一条の日常家事行為に該当し、Bに法定代理権の代理人として、その妻であるBが本件契約を締結した行為「本来、本件契約を締結すべき義務があった被控訴人(A)

要行為であったかどうかを検討する。結行為が、一般的に、夫婦共同生活を営む上において通常必当時において、控訴人(NHK)との間の放送受信契約の締

平均視聴時間は、平日が三時間二七分、土曜日が四時間三分、 後の衛星契約の受信料額も月額二二九〇円であることが認め 料額は月額二三四〇円であり、平成二〇年一〇月の料金改定 ところによれば、本件契約締結当時の衛星カラー契約の受信 とが明らかな、 てもほぼ同率であること、②平成一七年の調査によっても 当時において九九・四%であり、平成二二年三月末現在におい 自動引落サービスの対象となっていること、④前記認定した HK受信料の支払が、金融機関において、「公共料金」として、 日曜日が四時間一四分であること、③日常家事行為であるこ 国民全体のうち九割以上が接しているメディアであり、その そうすると、①カラーテレビの世帯普及率は、 電気、 電話、ガス、上下水道料金とともにN 平成 五年

であり、また、これに伴って発生する受信料の支払も、日常常生活に必要な情報を入手する手段又は相当な範囲内の娯楽テレビを家庭内に設置してテレビ番組を視聴することは、日以上によれば、平成一五年当時、一般的な家庭において、

られる。

2

個

別事情に

うい

ことから判断してい

ない

地裁判決では、

そもそも七六一

条の適用はない、

り、

NHKの番組を実際に見ないことによって免除されるも

のではない

から、

前述のとおり、

テレビの設置及び

のうえで、

0

個 7

別事

情

K つ V て検討が

してい

る

***** という

1

盲

ではなかったことが認められる。 家事に通常随伴する支出行為と認識され、 方がその判断で決しても家計を直ちに圧迫するようなも その金 額 も夫婦 Ō \mathcal{O}

受信契約を締結すべきことは放送法で定められた法的義務な

かかる義務の存在を前提とする限り、

設置者

により受信料を支払う意思を有しな

のであるから、

控訴·

人の放送を受信

可能なテレビを設置した以上、

が個人的な「思想信条」

結することは、 五年当時、 番組をどれくらい視聴しでいたかどうかに関係なく、 負っていたことからすれば、 以上を前提に、 受信料支払義務を伴う放送受信契約を控訴人と締 控訴人の 放送を受信 実際にその家庭が控訴人の放送 可 能 なテレ ピ で を 家 亚 成 庭 內?

上で通常必要な法律行為であったと解するのが相当である。 一般的、 客観的に見て、 夫婦共同生活を営む

> 事債務性を否定するごとはできな いり また、 からといって、そのことをもって放送受信契約結の日常家 被控訴人は、 日常家事に関する支出とし

締結はテレビを設置したことにより発生する法的義務 主張する。 いことから、 本件契約を締結しなくても被控訴人夫妻の生括には支障が おらず、現に被控訴人はNHKの番組を視聴してい きであるとして、被控訴人が放送受信契約の締結を希望して の判断においては、 しかしながら、 本件契約の締結は日常家事行為とはいえな 個々の夫婦の意思や事情も考慮されるべ 前述したように、 放送受信契 ての ないこと、 必 分であ 約 要性

な

な くない おる部分が多いから、 - 披控訴人は、放送受信契約の締結が、 かる内容をいうものであるか不明であるが、 性質の契約である旨主張する。 夫婦間で代理権を認めるにはふさわ 上記 個人の思想信条に 思 想信 前述のとお が か る。 家 Η に日常家事行為性が認められる以上、

事債務

性が

否定されることには

ならな

V . と い

うべ

きであ

また、

上記のごとき個々の家庭のNHK視聴の実態に

K

視聴の意欲や実績自体により、

か

北研 47 (2·107) 275

お 視聴自体

けるN

放送受信契約締結の日常 個々の家庭に

ŋ

日常家事行為性の有無が左右されることになると、

前記

る。 の立法趣旨の一つでもある取引相手の保護が果たされなくな 状のもとで、 定のとおり世帯主の妻による契約締結が相当数を占める現 取引の安全性が著しく損なわれ、 民法七六一条

とおり判示しその適用があるとした。 3 そして、 「そもそも七六一条の適用があるかないか」 第一審判決の核心である、 この点について、 につい 7 次の

味で、放送受信契約は、対価的給付を前提とせずに受信料のか否かに関係なく締結を義務づけられるものであり、その意 記認定したところによれば、 支払義務のみを負担する契約であると認められる。 機を設置することによって、 安全保護規定である民法七六一条の適用はない旨主張する。 「被控訴人は、受信料は『特殊な負担金』であるから、 能かに、 放送受信契約は、 実際に控訴人の放送を受信する 控訴人の放送を受信可能な受信 上記のごとき契約締結義務が放 また、 取引 前

る。

送法で定められるに至った背景には、

人の事業を成り立たせるための「一

種の国民的負担」 公共放送機関である控

を国

民に負わせる必要があるとの認識があったことも認 め 5

に伴う債務は、いずれが名義人であっても、 る。 l かし、 前述のとおり、 婚姻生活において日常の家事処理 実質的には夫婦

共同の債務であることが、

民法七六一条の立法趣旨でもある

ビの視聴や受信料の支払が一般的に日常家事行為に含まれる 記民法七六一条の趣旨に反するものではないというべきであ と解する以上、放送受信契約を日常家事行為と解しても、上 する被控訴人の主張はその点で前提を欠き採用できな 以上、取引安全の保護を唯一の立法趣旨であることを前提と テレビ設置者が契約締結義務を負い、 前述のとおり、 テレ

の法的手股 別の負担金」であるとして、 民事訴訟法や民事執行法等により契約内容の実現を図る以外 みとして、 の性格を有することは否定できないが、そのための法的枠組 切定めておらず、テレビ設置者の任意の契約締結に基づき、 また、 それ以上に、 上述のとおり、 放送法は、 があるわけではないのであるから、 通常の私人と異なる強制的な徴収権限等は 罰則のない契約締結義務を定めるだけ 受信料の支払が義務的負担金として 放送受信契約を他の私法上の

約と別異の取扱いをするのも相当でな

結び

契約締結に基づき」と述べる)の影響があると考えられる。 「つながり」についての評価(高裁は「テレビ設置者の任意の 受信料の性格や放送法による契約締結義務とその後の契約 く、「実質的に夫婦共同の債務」であることを挙げる)、及び、 の微妙な解釈の違い 地裁判決と高裁判決は、 (高裁は、「取引の安全の保護」だけでな 民法七六一条の立法趣旨につい の 7

さを感じざるを得ない しない」(札幌高裁)、ということに、 と私法の分野となり、「他の私法上の契約と別異の取り扱 「私的自治」はない)としながら、 こと」が法的義務(すなわち法的には「選択権」、「契約自由」、 いったん契約をしてしまう 不整合性や歯切れ の悪 ĺ۷ は

いかし、放送法により、テレビ設置者は、

「契約を締結する

とへの不満、 か ŧ また、「契約した者であって支払わない者」を対象とし、 何らかの方法により「選ばれて」訴訟を起こされるこ 不公平感が確実にある。

?措置

の対象となっていないのかと感じている(なお、

訴訟を提起された人は、

「確信的に契約しない

者

」はなぜ法

4 3

続きによる請求は、受信料支払い義務者に対し一律におこな された方向を進めるのであれば、 わなければ公平でないのは明らかであり、 起したと報じられている。本来、受信料の請求、 の報道によれ ば NHKは、 契約未締結者に対 それはこのような批判に対 NHKが今後報道 特に法的手 訴訟を提

うきわめて狭い領域に限って争ったものだが、 約性はきわめて示唆的であり、 する対処でもあるであろう)。 ムで報告された、 本件訴訟では、 NHKの公共性や放送受信契約の消費者契 その争点を民法七六一条の 民法の適用の問題自体にも影 適用 本シンポジウ 0 可否とい

注

1

判例時報二〇七三号九八頁、

判例タイムズ一三二九号一

響がある論点であるものと感じた。

例」(法律時報八二巻一三号三五二頁以下)がある。 放送受信契約の締結に、民法七六一条の適用はないとした事 五頁。なお、評釈としては、生駒俊英「妻が夫名義で行った

判例時報二一〇一号六一頁、 判例タイムズ一三四九号一七

2

有斐閣·新版注釈民法 21 四四四頁以下 (伊藤昌司)。

財 電気通信振興会発行、 金澤薫著「放送法逐条解説」。

北研 47 (2·109) 277